伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊勢原市に住む障害者が自立した地域生活を営めるよう援助する活動を行う障害者並びに障害者の介護者及び支援者による団体に対し、予算の範囲内において伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費）

第２条　補助の対象とする事業費は、次に掲げる経費とする。ただし、交際費、慶弔費、食糧費及び懇親会費は除く。

⑴　普及啓発に要する経費

⑵　会議開催に要する経費

⑶　その他障害者が自立した地域生活を営むための援助に要する経費

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、予算の定めるところによるものとする。

（交付の要望）

第４条　補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付要望書（第１号様式）を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の１０月末日までに市長に提出しなければならない。

（内定通知）

第５条　市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、団体の事業活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金内定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第６条　前条第２項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付（変更交付）申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事務事業計画書

(2) 収支予算書

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第８条　前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付（変更交付）申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事務事業計画書

(2) 変更収支予算書

（変更交付の決定）

第９条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金変更交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第１０条　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第６号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第１１条　規則第７条第１項第１号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった活動費の１０パーセント以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第１２条　規則第９条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から１０日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第１３条　補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付請求書（第８号様式）に伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定通知書又は伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１４条　規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金実績報告書（第９号様式）により、当該補助事業等の完了の日から３０日を経過した日又は当該年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金額の確定）

第１５条　市長は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金実績報告書が提出され、規則第１５条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第７条の交付決定の額（第９条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金確定通知書（第１０号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第１６条　規則第２０条ただし書の規定により市長が定める期間は６年とし、同条第３号

の規定により市長が定める財産の種類は備品とする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成１２年伊勢原市規則第３２号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

３　この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

（伊勢原市精神障害者家族会活動費補助金交付要綱の廃止）

２　伊勢原市精神障害者家族会活動費補助金交付要綱（平成１４年伊勢原市告示第９２号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この告示による改正後の伊勢原市障害者福祉団体連絡協議会補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

４　この告示の施行の際　現に提出されているこの告示による改正前の伊勢原市障害者福祉団体連絡協議会補助金交付要綱及び附則第２項の規定による廃止前の伊勢原市精神障害者家族会活動費補助金交付要綱に定める様式による交付要望書は、新要綱に規定する交付要望書とみなす。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付要望書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名
㊞

年度において、伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金の交付を要望します。

交付要望額　　千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第２号様式（第５条関係）

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金内定通知書

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日付けで要望のありました伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、　　年　　月　　日までに伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額　　千円

（事務担当は、　　）

第３号様式（第６条、第８条関係）

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付（変更交付）申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名
㊞

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　千円

（注）　事務事業計画書及び収支予算書を添付してください。

第４号様式（第７条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　千円

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第５号様式（第９条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　変更交付決定額　　千円
（変更前の交付決定額　　千円）

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第６号様式（第１０条関係）

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名
㊞

次のとおり伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容
（変更前）

（変更後）

２　変更の理由

第７号様式（第１０条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、　　）

第８号様式（第１３条関係）

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名
㊞

交付決定のありました伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　交付決定通知額　　千円

２　既交付額　　千円

３　今回交付請求額　　千円

４　未交付額　　千円

５　添付書類
□伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金交付決定通知書の写し
□伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金変更交付決定通知書の写し
（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第９号様式（第１４条関係）

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名
㊞

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実　績　額	千円
不　用　額	千円

（注）　事務事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

第１０号様式（第１５条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市障害者福祉団体事業費補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付（変更交付）決定額　　千円

２　補 助 金 確 定 額　　千円

（事務担当は、　　）